

岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

平成24年3月31日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷市耐震改修促進計画に基づく市内の住宅の耐震診断及び耐震改修等工事又は建築物の耐震診断の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則(昭和49年岡谷市規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。以下同じ。)で市内に存するもの

イ 木造在来工法の住宅

ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の住宅

(2) その他の住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で市内に存するもの

イ 既存木造住宅以外の住宅

ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の住宅

(3) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に規定する建築物(ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第4条第2号に係るものを除く。)で市内に存するものをいう。

(4) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号)別添に定める方法又はこれに準ずるものとして長野県知事が認める方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。

(5) 耐震改修 耐震改修促進法第2条第2項に定義されたことをいう。

(6) 第三者機関 長野県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成27年長野県規則第3号)第4条に規定する耐震診断の結果を長野県知事が適切であると認めた者をいう。

(7) 長野県建築物構造専門委員会 長野県が既存木造住宅において行う耐震改修工法の性能を評価するため設置した委員会をいう。

(8) 総合評点 既存木造住宅における耐震診断(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項別添に定めるところにより、地震に対する安全性

を評価するものに限る。)の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表の区分によるものをいう。

- (9) 現地建替え工事 住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築する工事（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内における住宅の建替え工事を除く。）をいう。

（補助の対象及び補助金の補助率等）

第3条

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、対象経費及び補助率等は、次の表に定めるところによる。

事業の種類	対象経費	補助率等
その他の住宅の耐震診断事業	その他の住宅の所有者が実施する耐震診断に要する経費。ただし、136,000円を限度とする。	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
特定既存耐震不適格建築物の耐震診断事業	特定既存耐震不適格建築物の所有者である民間事業者等（個人施行者を含む。）が実施する耐震診断に要する経費。ただし、次に定める経費を合算した額（設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合にあっては、次に定める経費を合算した額に1,570,000円を限度として加算することができるものとする。）を限度とする。 (1) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ (3) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

既存住宅の耐震改修等事業	既存住宅の所有者が実施する 工事で、住宅（賃貸住宅を除く。）について行う、耐震改修促進法の規定に基づく耐震改修計画の認定を受けることのできる工事に要する経費	次に掲げる額の合計額。 (1) 対象経費の10分の8以内の額。ただし、1戸当たり1,150,000円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除(以下「特別控除」という。)の額
	既存住宅の所有者が実施する工事で、耐震診断の結果、総合評定が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事(長野県建築物構造専門委員会において評価された工法を用いた工事を含む。)であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるものに要する経費	
	既存住宅の所有者が実施する工事で、耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断された住宅(賃貸住宅を除く。)について行う耐震性を確保するための現地建替え工事のうち、除却部分に要する経費	対象経費の2分の1以内の額。ただし、1戸当たり978,600円を限度とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 耐震改修等事業の補助額の交付に当たっては、あらかじめ特別控除の額を差し引いた額を交付するものとする。ただし、現地建替え工事は除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業のいずれかに該当する事業を行うもの
- (2) 市税の滞納がないもの

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その他の住宅の耐震診断事業にあつては岡谷市その他の住宅住宅耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断事業にあつては岡谷市特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第2号)に、既存住宅の耐震改修等事業にあつては岡谷市既存住宅耐震改修等補助金交付申請書(様式第3号)に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、当該事業の性質から当該事業の実施時期が年度当初に限定される場合その他市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

3 前項ただし書きに該当する場合には、岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金事前着手届（様式第3号の2）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、当該申請者に岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（計画の変更等）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認申請書（様式第5号）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断方法の変更

(2) 耐震改修上重要な部分である施工箇所及び施工方法の変更

(3) 補助金額の変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業遅滞等報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告書が提出されたときは、その内容を確認し指示書（様式第8号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 交付決定者が、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業廃止（中止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第8条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、耐震診断事業にあつては岡谷市住宅・建築物耐震診断完了実績報告書（様式第10号）に、耐震改修等事業にあつては、岡谷市住宅・建築物耐震改修完了実績報告書（様式第11号）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により完了実績報告があつたときは、速やかに完了実績報告書等の書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものと

する。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に岡谷市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金支払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

総合評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い